

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成30年7月4日開催）

付議事案名：(仮称)国立市情報化推進計画の策定について

提案課 行政管理部 情報管理課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② (庁議で集約) 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

国立市総合基本計画を上位計画とした個別計画の位置づけである(仮称)国立市情報化推進計画を策定するにあたり、その策定体制・進め方について庁内合意を得るため付議するものである。

2. 経過及び現状

- ・国のICT活用推進施策に基づき、国立市も平成15（2003）年に「国立市地域情報化取組み方針（3ヵ年計画）」を策定したが、策定以来見直し・改定をしていない。さらに、官民データ活用推進基本法が平成28（2016）年に施行され、オープンデータの公開・自治体クラウドの導入などを柱とした市町村官民データ活用推進計画の策定が市の努力義務とされている。また、平成28（2016）年には新たな総合基本計画も策定され、基本施策の展開方向の一つに「ICTの活用による業務の効率化と市民サービスの向上」を掲げている。
- ・これらのことから、国立市においても総合基本計画の施策の展開方向に沿った(仮称)情報化推進計画を策定するとともに、この計画中に市町村官民データ活用推進計画として定めるべき施策を盛り込んだ実行計画として策定し、着実に実施していくことが施策の実現に必要と考えている。
- ・他市の情報化計画の策定状況：多摩26市中、18市（国立市除く）で策定済みの状況がある。

3. 具体的な措置

- ・庁議付議
- ・旧方針の振り返りを実施（電子計算組織運営協議会開催：2～3回）
- ・情報化推進本部及び情報化推進委員会を設置（別途、根拠規定を定める「設置要綱」）
- ・情報化推進本部で策定方針を決定
- ・情報化推進委員会で計画の素案検討・作成（委員会開催：2～3回）
- ・計画素案のパブリックコメント実施後最終案を作成
- ・情報化推進本部で確認後、理事者報告

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【指示事項】

- ・計画の事案について、市民サービスの向上とセキュリティについてしっかり検討すること。
- ・計画策定のプロセスについて一部調整すること。